令和6年度 水戸市男女平等参画推進委員会

日 時 令和7年3月24日(月)午後2時~ 場 所 水戸市男女平等参画センター501・502研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 正副会長選出
- 4 議 題
 - (1) 令和6年度事業報告について
 - (2) 令和7年度事業計画について
 - (3) 水戸市男女平等参画センターについて
 - (4) その他
- 5 閉 会

水戸市男女平等参画推進委員会 委員名簿

(50 音順)

氏 名	区分	役職名等
安藤 友	女性団体等	NPO法人 RAINBOW 茨城副会長
打越 美和子	議会	水戸市議会議員
兼子 千恵子	女性団体	NPO法人M·I·T·O21理事長
後藤 玲子	学識経験者	茨城大学人文社会科学部教授
澤畑 英史	商工業団体	茨城県経営者協会事務局長
澁谷 史子	公募	
鈴木 麻美	行政機関	茨城県県民生活環境部女性活躍·県民協働課長
園部 優	農業団体	水戸農業協同組合代表理事組合長
高倉 富士男	議会	水戸市議会副議長
髙村 浩子	女性人材バンク	ファイナンシャルプランナー(日本 FP 協会認定 CFP®)
田山 知賀子	女性人材バンク	水戸市消費生活センター長
中村 友美	商工業団体	水戸商工会議所女性会副会長
萩原 知樹	行政機関	水戸市学校長会(掘原小学校校長)
北條 てるよ	地域団体	水戸市住みよいまちづくり推進協議会常任理事
水嶋 陽子	学識経験者	常磐大学人間科学部教授
八木岡 しづ子	女性団体	水戸女性会議監事
山口 京子	行政機関	茨城労働局雇用環境・均等室長

委員の任期 令和6年8月25日から令和8年8月24日まで

令和6年度実施事業

1 男女平等参画に関する学習機会の提供

(1) 男女平等参画塾

日時	内 容	講師	募集		参加者		託児	Ī
口叶	27 谷	講師	人員	総数	男性	女性	人数	
月 26 日 (土)	女性のための護身術 WEN-DO 講座	橋本明子(リアライズYOKOH AMA代表)	20	17	_	17	_	

(2)子ども対象講座

日時	内 宏	## 6G	募集		参加者		託児
日村	内 容 講 師 		人員	総数	男性	女性	人数
11月2日(土) 10:00~12:50	デートDVって何?よりよい関係 を築くために	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ 推進センター「ぽらりす」)		182		182	_
11月22日(金) 13:30~14:20	「自分らしい職業につくために」 〜固定観念や性別にとらわれない 職業選択について〜	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ 推進センター「ぽらりす」),冨永 高章(石川認定こども園教頭兼教 論),白田美香(南消防署消防吏員)	ı	101		l	_

(3) ワーク・ライフ・バランス講座

			募	事業		参加者	
日時	内 容	講 師	集人員	所数	総数	男性	女性
10月17日(木) 14:00~16:00	女性活躍及び仕事と家庭の両立 支援セミナー	勝部蘭(社会保険労務士),小田倉 広美((株)ノーブルホーム),木村 覧夫((株)アトラクティブ),皆川 雅彦(社会保険労務士)	_	28	54	16	38

2 女性活躍推進事業

(1) 就業支援講座

日時	内 宏	講師	募集		参加者		託児
口叶	内 容	講師	人員	総数	男性	女性	人数
7月12日(金)	働くママになるための知っておき	髙村浩子(ファイナンシャルプ					
10:00~12:00	働くくくになるための知らくおさ たいお金と仕事 基本のキ!	ランナー, キャリアコンサルタ	30	5	_	5	_
10.00 - 12.00	にいわ並と仕事 基本のイ:	ント)					

(2) キャリアアップ講座

日時	-/ 仕事に活用 - → + 変換へ	** 65	募集		参加者		託児
口时	内 谷	講師	人員	総数	男性	女性	人数
3月22日(土)	マイナス ブラス 仕事に汗田 — → ↓ 亦協へ	中島美那子(茨城キリスト教	25				
13:30~15:00	11年に佰用 一 一 工 を挟い	大学教授)	20				

(3) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナー

連携先	日時	内 容	講師		参加者	
生秀九	口 h4	Pi 台	마무 미니	総数	男性	女性
茨城大学	12月20日(金) 10:35~12:20	わたしのキャリアとワーク・ライフ・バランス	清山玲(人文社会科学部教授), 前田規子((株)日立ハイテク), 鈴木聡美((株) 茨城新聞社), 山名龍一郎(水戸市商工課)	82		_

(4) 女性起業家によるセミナー及び相談交流会

日時	内 容	講師	募集		参加者		託児
口 4		hid the	人員	総数	男性	女性	人数
11月16日(土) 13:00~16:00	私のHOW TO起業 〜自分で決める 自分で稼ぐ〜	増田紀彦 ((一社) 起業支援ネットワーク NICe 代表理事), 鈴木真里子(cafe rit. オーナー), 鈴木直美 (flat オーナー), 林綾子(茨城県よろず支援拠点コーディネーター), 九里実(日本政策金融公庫水戸支店国民生活事業融資第二課長)	30	19		19	ı

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) 市民・事業者向け性的マイノリティ研修

					参加者			
日時	内 容	講師	総数	男性	女性	それ 以外	回答しない	託児 人数
9月29日(日) 14:00~15:30	学校×LGBTQ〜当事者 の想いを聴いてみよう 2024〜	RAINBOW 茨城会員	65	_	_	65	_	_
2月21日(金) 19:00~20:30	「医療現場における性 別に違和感や不一致を 抱える当事者の困難と 対応」	西野明樹 (一社) gid. jp 日本性同 一性障害と共に 生きる人々の会	17	_	_	_	_	_

4 男女平等参画に関する市民協働事業の実施

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2024

					参	加者			
日時	内 容	講師	募集 人員	総数	男性	女性	それ以外	回答しない	託児人数
9月1日(日)14:00~16:00	未来へつなぐメッセージ 【第1部 基調講演】「誰一人取 り残さない防災〜男女平等参 画の視点から〜」 【第2部 防災クイズ・トーク &トーク】	基調講演 小山内世喜子 ((一社)男女共同参画地域 みらいねっと代表理事),ト ーク&トーク小山内世喜 子,水戸市防災・危機管理 課,菊地真衣(LuckyFM 茨 城放送アナウンサー)	会場 300	230	ı	_	_		_

(2) 男女平等参画推進月間映画祭

□ <i> </i> +	п п±	上映作品	募集		参加者		託児
団 体	日時	上映作品	人員	総数	男性	女性	人数
水戸女性会議	9月7日 (土) 13:30~15:30	「高野豆腐店の春」	150	84	16	68	_

(3) 男女平等参画推進月間市民企画講座

				募			参力	1者		託
団 体	日時	内 容	講 師	新集 人 員	総数	男性	女性	それ以外	回答し ない	児 人 数
茨城県女性のつば さ連絡会中央地域	9月8日(日)10:30~12:00	誰一人取り残さない 社会を目指して〜あ なたの知らない薬物 依存のこわさ〜	岩井喜代仁(茨城ダ ルク(今日一日ハウ ス)・女性シェルタ 一代表	50	46	8	38		1	_
(特非) NPO 消費者 市民ネット 21	9月8日(日) 13:00~15:00	SDGs から考える世界の女性や子どもの 貧困~そして日本は ~	田山知賀子((特非)NPO消費者市 民ネット21副代表 理事・水戸市消費生 活センター長)	30	37	11	26	l	l	_
みと男女平等参画 を考える会	9月15日(日)10:00~12:00	みんなで井戸端会議 パート II ~考えよ う!地球環境に対応 できる男女平等のあ り方~	西野智子(森の守り 人代表)	30	22	9	13	_	_	_
「水戸の女性史」をつくる会	9月28日(土) 10:00~12:00	いっぱいいた!活躍 した水戸の女性たち 『年表 水戸の戦後女 性史未来をみすえて』 出版を終えて	額賀せつ子・兼子千 恵子・米川久子(「水 戸の女性史」をつく る会会員)	40	53	5	48		1	_
(一社)大学女性協 会茨城支部みと	9月29日(日) 10:30~12:00	日本語指導の現場から~女性の視点から見 える課題について~	小泉光子(ラブニー ル元代表)	20	17	1	16	_	_	_
(特非)RAINBOW 茨 城	9月29日(日) 14:00~15:30	学校×LGBTQ〜当事者 の想いを聴いてみよ う 2024〜	RAINBOW 茨城会員	70	65	_	_	65	_	_

(4) 市民団体との協働事業

団 体	日時		内容	講師	募集		参加者		託児
四 14	口叶		内 谷	神 帥	人員	総数	男性	女性	人数
M•I•T•O21	2月22日(土) 10:00~12:00	協力	男女平等参画社会の 形成と促進事業 SDGs 講座「SDGs とファッ ションの世界」	奥森秀子 ((株) ア バンティ)	20	22	_	22	
M · I · T · O 2 1	3月15日(土) 13:30~15:30	協力	ありがとうみと文化 交流プラザ うたご え Cafe	_	60	44	9	35	_
水戸女性会議	7月22日(月) 13:30~14:30	協力	講演「全ての人が安心 して移動できる交通 体系の実現のために」	宮内一樹(水戸市 交通政策課)	20	10	1	9	
水戸女性会議	11月30日(土) 10:30~15:30	協力	先進地研修 NWEC 男女 共同参画推進フォー ラム「ジェンダー平等 を実現しよう〜社会 基盤の整備と推進体 制の強化に向けて〜」	浅倉むつ子 (早稲田 大学名誉教授), 大 沢真理 (東京大学名 誉教授) ほか	20	11	1	10	
水戸女性会議	1月29日 (水) 13:30~15:30	協力	講演会「日本女性会議 2001 みと」から 25 年 ~これまでとこれか ら私たちはどう生き るか~	岡田広	40	42	1	41	_
水戸女性会議	2月19日 (水) 13:30~15:00	協力	講演「キャッシュレス 時代を生きるために」	安田清美 (水戸市消 費生活センター)	30	19	3	16	

5 男女平等参画推進に関する広報, 情報提供

(1) 男女平等参画推進月間標語・写真コンテスト

種 類	内容	応募数
標語	最優秀作品 1 点,優秀作品 2 点,佳作 3 点	200 (前年度 199)
写 真	最優秀作品1点,優秀作品2点,佳作3点	12 (前年度 15)

(2)情報誌「びよんど」編集発行

- 55号(1月発行) · 水戸市男女平等参画推進基本計画(第4次)策定
 - 水戸市男女平等参画推進月間事業
 - ・ヒューマンライフシンポジウム 2024 未来へつなぐメッセージ ほか

6 ロールモデルとなる女性及び組織等の紹介

(1) 男女平等参画社会づくり功労賞

部門	個人の部	団体の部	事業所の部
受賞者	髙久 たかみ	(公社)水戸法人会女性部会	_

(2) 女性人材バンク登録事業

内 容	登録者数
・市内に居住し、在学し、又は勤務する18歳以上の女性 ・市政に関心があり、専門的な能力や経験、資格等又は市民活動等の実績 を有する者	21名

7 「男女平等参画を阻害する問題に関する相談」・「性的マイノリティに関する電話・メール相談」・「女性のための 労働相談」の実施

水戸市男女平等参画基本条例第 18 条に基づき,「男女平等参画を阻害する問題などの相談」に対応するともに,関係機関との情報共有及び連携強化を図った。また,性的マイノリティであることを理由に差別や偏見に苦しむ当事者や家族等が抱えている悩みに寄り添い解決に導けるよう「性的マイノリティに関する電話・メール相談」を実施した。あわせて,女性のための労働相談を実施した。

No	事業名	実施期日	相談件数等
1	男女平等参画を阻害する問題に関する相談	月~金曜日(祝日,年末年始を除く)	0件
2	性的マイノリティに関する電話・メール相談	電話/毎月第2水曜日 18時~20時メール/随時	電 話 14件 メール 1件
3	女性のための労働相談	電話/毎月第3土曜日 12時~14時	電 話 9件

(令和7年2月28日現在)

8 水戸市男女平等参画センターの運営

(1) 男女平等参画センター登録団体の活動支援

男女平等参画センターに登録している団体の活動の安定及び向上を図るため、男女平等参画センターミーティングルームの利用等について支援するとともに、団体の要請に応じて、必要な相談・助言を行った。

(2) 男女平等参画に関する情報収集及び提供

関連資料、書籍等の収集に努め、男女平等参画センター図書資料室において資料等の公開、提供 を行った。

2024(令和6)年度みと文化交流プラザ施設利用状況(令和7年2月末現在)

				合計	+		
	室 名	女性	男性	どちらでも ない・未回 答	合計	件数	回数
6	大会議室	3,642	2,781	64	6,487	117	161
	501研修室	851	686	18	1,555	148	193
	502研修室	456	394	38	888	54	85
-	ミーティングルームA	699	62	102	863	98	158
5	ミーティングルームB	225	5	12	242	31	44
	図書資料室	0	0	0	0	0	0
	交流スペース	0	0	0	0	0	0
	401研修室	778	292	21	1,091	176	210
	402多目的室	349	35	0	384	79	121
4	403多目的室	6,748	1,511	10	8,269	563	596
	404研修室	1,904	830	23	2,757	417	444
	405研修室	953	388	0	1,341	210	243
	小計	16,605	6,984	288	23,877	1,893	2,255
	小計コミュニティルーム	<mark>16,605</mark> 0	6,984	288	23,877 0	1,893	<mark>2,255</mark> 0
3			-				
3	コミュニティルーム	0	0	0	0	0	0
3	コミュニティルーム 301和室	0 577	0 45	0	622	0 107	0 110
3	コミュニティルーム 301和室 302和室	0 577 2,181	0 45 278	0 0	0 622 2,459	0 107 245	0 110 279
3	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室	0 577 2,181 142	0 45 278 65	0 0 0	0 622 2,459 207	0 107 245 23	0 110 279 41
	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室 201研修室	0 577 2,181 142 2,314	0 45 278 65 1,156	0 0 0 61	0 622 2,459 207 3,531	0 107 245 23 275	0 110 279 41 317
	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室 201研修室 202運動室	0 577 2,181 142 2,314 4,765	0 45 278 65 1,156 616	0 0 0 0 61 28	0 622 2,459 207 3,531 5,409	0 107 245 23 275 513	0 110 279 41 317 536
	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室 201研修室 202運動室 203研修室	0 577 2,181 142 2,314 4,765	0 45 278 65 1,156 616 386	0 0 0 0 61 28	0 622 2,459 207 3,531 5,409	0 107 245 23 275 513 156	0 110 279 41 317 536
	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室 201研修室 202運動室 203研修室	0 577 2,181 142 2,314 4,765 754	0 45 278 65 1,156 616 386 930	0 0 0 0 61 28 0	0 622 2,459 207 3,531 5,409 1,140 2,796	0 107 245 23 275 513 156 354	0 110 279 41 317 536 194 367
2	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室 201研修室 202運動室 203研修室 204和室	0 577 2,181 142 2,314 4,765 754 1,866	0 45 278 65 1,156 616 386 930	0 0 0 0 61 28 0	0 622 2,459 207 3,531 5,409 1,140 2,796	0 107 245 23 275 513 156 354	0 110 279 41 317 536 194 367
2	コミュニティルーム 301和室 302和室 303調理室 201研修室 202運動室 203研修室 204和室 コミュニティルーム 101研修室	0 577 2,181 142 2,314 4,765 754 1,866 0	0 45 278 65 1,156 616 386 930 0	0 0 0 0 61 28 0 0	0 622 2,459 207 3,531 5,409 1,140 2,796 0	0 107 245 23 275 513 156 354 0	0 110 279 41 317 536 194 367 0

2024(令和6)年度みと文化交流プラザ施設利用状況(令和7年2月末現在)

			4月				5月					6月				7月				8月					9,5	1				10月			11,	月			12月				1月				2月				合計	+	
室 名	女性	男性も	ちらで ない・ 合計 回答	件数 回	数 女性	男性	どちらで もない・ 合計 未回答	計 件类	数回数	女性	ガラ と もない 未回	らで い・ 合計 答	件数	回数 女	性男性	どちらで もない・ 未回答	計件	数回数	女性 男	どち 性 もな 未回	らで :い・ 合計 回答	件数	回数 女	性男性	どちらで もない・ 未回答	合計 件	数回数	女性	どち 男性 もな 未回	らで い・ 合計 回答	件数 回数	女性 男	だちら でもな い・未	合計 件	牛数 回数	女性 男性	どちら でもな い・未	計 件数 [数 女性	男性に	ちら もな ・未 合計	件数 回	数女性	男性	どちら でもな い・未	十 件数 回]数 女性	生 男性	どちらでも ない・未回 答	合計	件数 回数
6 大会議室		362			18 27				10 14	207	140	0 34			33 871	0 1	804	22 23	459			19		179 7		319	9 12	125		0 165		6 529 2	219 0	748	8 10	187 16	0 0	347 7	11 252	235	0 487	10	14 79	9 5	0 8	4 4	5 364	42 278	81 64	6487	117 161
501研修室	29	51	0 8	0 12	14 3	9 79	18 1	36 1	11 13	94	76	0 17	0 16	22 1	04 49	0	153	16 20	110	76	0 186	14	22	81 4	3 0	124	11 16	96	75	0 171	15 1	9 86	83 0	169	14 16	77 4	4 0	121 12	16 54	45	0 99	12	16 81	1 65	0 14	6 15	19 85	51 68	36 18	1555	148 193
502研修室	19	26	21 6	6 4	6 2	5 66	0 9	91	5 7	79	60	0 13	9 8	12	10 16	0	26	3 5	61	57	0 118	8	12	68 2	2 0	90	5 10	50	44	0 94	4	7 55	25 0	80	5 7	0	0 17	17 1	2 30	3	0 33	2	4 59	9 75	0 13	4 9	13 4!	56 394	38	888	54 85
ミーティングルームA	64	8	12 8	4 12 2	20 10	2 5	0 10	07 1	12 18	107	16	12 13	5 15	26	68	8	77	9 14	37	3	12 52	8	12	71 1	0 23	104	11 20	62	7	10 79	8 1	1 44	2 7	53	6 8	43	0 8	51 4	6 30	2	0 32	4	7 7	1 8	10 8	9 9	16 69	99 6	102	863	98 158
5 ミーティングルームE	29	0	0 2	9 3	4 1	6 1	0	17	2 3	35	3	0 3	8 6	7	15 (0	15	2 3	10	1	0 11	2	4	27	0 12	39	5 7	20	0	0 20	3	4 13	0 0	13	2 3	30	0 0	30 2	3 16	0	0 16	2	3 14	4 0	0	4 2	3 22	25	5 12	242	31 44
図書資料室				0				0					0				0				0					0				0				0				0			0					0		0	0 0	0	0 0
交流スペース				0				0					0				0				0					0				0				0				0			0					0		0	0 0	0	0 0
401研修室	77	20	0 9	7 16	19 8	8 30	0 1	18 1	16 20	71	11	0 8	2 16	19	81 31	0	112	17 19	52	23	11 86	12	14	71 4	3 10	124	18 23	79	27	0 106	16 1	9 72	20 0	92	18 22	74 1	0 0	84 16	20 47	58	0 105	17	19 66	6 19	0 8	5 14	16 7	78 29	92 21	1091	176 210
402多目的室	33	7	0 4	0 8	12 3	7 3	0 4	40	8 12	30	0	0 3	0 6	10	28 3	0	31	6 9	32	2	0 34	8	13	32	2 0	34	7 9	35	4	0 39	8 1	1 30	2 0	32	7 11	34 1	2 0	46 8	12 28	0	0 28	6	10 30	0 0	0 3	0 7	12 34	49 3	5 0	384	79 121
4 403多目的室	619	142	0 76	1 53	56 52	7 90	0 6	17 4	45 47	738	179	0 91	7 62	63 5	40 119	0	659	49 51	595	64	10 769	51	64 6	668 17	5 0	843	55 58	702	164	0 866	54 5	6 490 1	111 0	601	42 44	660 14	6 0	306 48	48 595	113	0 708	52	53 614	4 108	0 72	2 52	56 674	48 151	1 10	8269	563 596
404研修室	164	70	0 23	4 37 4	40 14	4 61	0 20	05 3	33 35	199	78	12 28	9 40	43 1	54 75	0	229	36 37	164	23	0 287	36	50 1	180 7	6 0	256	39 40	176	68	0 244	36 3	7 167	82 0	249	38 38	173 7	1 0	244 38	39 194	65	7 266	41	41 189	9 61	4 25	4 43	44 190	04 830	30 23	2757	417 444
405研修室	63	17	0 8	0 16	16 50	0 21	0	71 1	18 19	59	31	0 9	0 16	16 1	10 60	0	170 2	22 23	139	70	0 209	22	38	76 3	7 0	113	20 22	110	34	0 144	21 2	4 78	41 0	119	19 22	56 1	5 0	71 14	16 104	28	0 132	19	19 108	34	0 14	2 23	28 95	53 38	8 0	1341	210 243
小計	1511	703	34 224	8 175 20	05 130	6 537	18 18	61 16	188	1619	594	24 223	7 194	228 20	43 1225	8 3	276 18	82 204	1659 10)10	33 2702	180	267 14	453 48	108	2046 1	80 217	1455	463	10 1928	170 19	4 1564 5	585 7	2156 1	59 181	1334 45	8 25 1	317 150	73 1350	549	7 1906	165 1	86 1311	1 375	14 170	0 178 2	12 1660	6984	4 288	23877	1893 2255
コミュニティルーム	`			0				0					0				0				0					0				0				0				0			0					0	T	0	0 0	0	0 0
301和室	43	4	0 4	7 8	8 5	5 6	0	61 1	11 11	53	2	0 5	5 10	10	48	0	49	9 10	38	11	0 49	8	9	50	3 0	53	10 10	68	5	0 73	12 1	2 65	1 0	66	12 12	47	1 0	48 9	9 63	7	0 70	10	11 47	7 4	0 5	1 8	8 57	77 4	5 0	622	107 110
302和室	213	19	0 23	2 27 3	30 18	0 14	0 19	94 1	17 19	245	20	0 26	5 27	30 2	19 15	0	234	26 28	197	73	0 270	28	32 2	221 2	27 0	248	26 29	277	43	0 320	27 3	1 201	21 0	222	24 28	159 1	4 0	173 18	21 143	14	0 157	13	16 126	6 18	0 14	4 12	15 218	81 278	8 0	2459	245 279
303調理室	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	11	1	0 1	2 1	2	0 0	0	0	0 0	24	13	0 37	5	8	0	0 0	0	0 0	9	0	0 9	1	1 52	29 0	81	9 15	21 1	2 0	33 3	7 3	1	0 4	1	2 22	2 9	0 3	1 3	6 14	42 6	5 0	207	23 41
201研修室	333	125	0 45	8 32 4	41 22	0 137	0 3	57 2	26 28	261	148	1 41	0 29	34 2	26 141	0	367	27 29	185	55	60 300	19	25 1	195 8	3 0	278	24 28	219	105	0 324	28 3	0 184	66 0	250	21 25	162 13	7 0	299 19	21 117	70	0 187	23	25 212	2 89	0 30	1 27	31 231	114 1150	61	3531	275 317
202運動室	486	65	0 55	1 53 5	54 46	9 76	0 54	45 5	51 53	500	62	0 56	2 53	54 4	41 65	0	506	46 48	339	36	21 396	44	49 4	185 4	5 0	530	50 54	427	57	0 484	48 4	9 397	46 0	443	41 43	440 5	4 0	194 47	48 408	51	0 459	38	41 373	3 59	7 43	9 42	43 476	65 610	6 28	5409	513 536
203研修室	41	26	0 6	7 11	15 8	8 49	0 1	37 1	19 22	71	26	0 9	7 17	20	67 27	0	94	13 17	89	35	0 124	15	20	70 3	5 0	105	12 15	62	23	0 85	13 1	5 62	27 0	89	13 17	44 6	4 0	108 11	14 58	17	0 75	10	13 102	2 57	0 15	9 22	26 75	54 380	6 0	1140	156 194
204和室	150	83	0 23	3 30	31 20	6 80	0 2	86 3	32 33	166	87	0 25	3 30	31 1	38 83	0	221	29 29	164	87	0 251	30	32 1	142 7	7 0	219	31 33	176	110	0 286	39 4	2 153	89 0	242	30 32	195 8	8 0	283 34	35 181	76	0 257	35	35 195	70	0 26	5 34	34 186	930	0 0	2796	354 367
コミュニティルーム				0				0					0				0				0					0				0				0				0			0					0		0	0 0	0	0 0
1 101研修室	168	138	8 31	4 31 3	32 16	0 94	8 20	62 2	28 28	175	135	0 31	0 33	36 1	44 86	0	230	29 31	128	14	0 242	21	24 1	196 13	7 0	333	34 37	154	76	0 230	25 2	7 133	86 0	219	27 30	142 13	0 10	282 29	31 99	43	0 142	18	20 (0 0	0	0 0	0 149	99 103	39 26	2564	275 296
102会議室	143	57	0 20	0 22 2	25 16	9 26	0 19	95 2	21 24	123	33	0 15	6 19	23 1	61 55	0	216	25 30	74	50	0 124	17	20 1	116 1	7 0	133	19 23	88	30	0 118	17 2	2 111	24 0	135	15 17	132 2	8 0	160 22	27 118	46	0 164	21	26 198	8 79	0 2	7 31	34 143	33 44	5 0	1878	229 271
小計	1577	517	8 210	2 214 23	36 154	7 482	8 20	37 20	05 218	1605	514	1 212	0 219	240 14	44 473	0 1	917 20	04 222	1238	174	81 1793	187	219 14	475 42	24 0	1899 2	06 229	1480	449	0 1929	210 22	9 1358 3	389 0	1747 1	92 219	1342 52	8 10 1	380 192	213 1190	325	0 1515	169 1	89 127	385	7 166	7 179 1	97 1553	31 4960	0 115	20606	2177 2411
合計	3088	1220	42 435	0 389 44	41 285	3 1019	26 38	98 36	65 406	3224	1108	25 435	7 413	468 34	87 1698	8 5	193 38	86 426	2897 14	184 1	114 4495	367	486 29	928 90	108	3945 3	86 446	2935	912	10 3857	380 42	3 2922 9	974 7	3903 3	351 400	2676 98	6 35 3	342	386 2540	874	7 3421	334 3	75 2586	6 760	21 336	7 357 4	09 3210	36 1194	4 403	44483	4070 4666

令和7年度事業計画

事業方針

男女平等参画社会の実現に向け、その目的の達成に向けた各種事業の一層の充実に努めるとともに、 男女平等参画に関する様々な課題を、関係各課との連携によりワンストップで対応するため、男女平等 参画課の本庁舎移転により拠点機能の強化を図る。

事業内容

1 男女平等参画推進事業

(1) 男女平等参画塾

男女平等について認識・理解を深め、男女平等参画社会づくりに向けた人材を養成する。

(2) 男女平等参画専門講座

専門性の高い情報や事象について男女平等参画の視点を切り口に読み解く。または、男女平等について更に専門的な知識の習得を目指す。

(3) 男性対象講座

固定的性別役割分担意識の払拭に向け、男性の家庭や地域への参画を促す講座を開催する。

(4) 子ども対象講座

性別にとらわれない職業選択の意識付けを図る講座を開催する。

(5) ワーク・ライフ・バランス講座

仕事とうまく向き合い、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの考え方を身につける 講座を開催する。

2 女性活躍推進事業

(1) 就業支援講座

起業等新たなビジネスにチャレンジする女性を支援する目的で講座等を実施する。

(2) キャリアアップ講座

会社において管理職や中堅に位置する女性が必要な、キャリアアップに関する知識や情報を提供し、 働く女性を支援する。

(3) 事業者向け人材不足解消セミナー

事業者に向けて、女性が活躍できる職場環境等の整備についての啓発を行う。また、研修等の機会

をとらえ、問題点や改善の手法等の情報の共有を図る。

(4) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナーの開催

学生に向けて、将来のキャリア形成を考える場を提供し、意識改革及び啓発を図る機会とする。

(5) 男性の育児と仕事の両立講座

男性の育児参画に関する講座と育児相談を一体的に実施する。

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) 誤解や偏見をなくすための取組の推進

市民や事業者に向けた研修会等を開催し、誤解や偏見をなくすための啓発を進める。

4 市民協働事業

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2025

男女平等参画推進月間のメイン事業として開催する。

(2) 月間映画祭

男女平等参画推進の意識向上を図るため、映像での啓発を行う。

(3)推進月間市民企画講座(公募)

市民参加型の男女平等参画推進を図るため、NPO・市民団体等が企画した講座を募集する。また、市民団体等の講座企画力や運営能力を高め、活動の活性化を図るため、講座実績に係る経費の一部を支援する。

(4)協働事業

男女平等参画の視点をいかした講座等を市民団体との協働により実施し、関連団体の育成とともに、 男女平等参画意識の醸成を図ることを目的として実施する。

5 広報事業

(1) 男女平等参画推進月間標語·写真募集

男女平等参画推進月間の趣旨の浸透を図るため、標語・写真作品を募集する。

(2)情報誌「びよんど」発行

男女平等参画意識の醸成を図るため、年1回情報誌を編集発行する。

6 相談事業

- (1) 男女平等参画を阻害する相談に対し、水戸市男女平等参画基本条例第 18 条に基づき対応するとともに、関係機関と連携を図り対応する。
- (2) 性的マイノリティに関する相談に対し、専門相談員による月2回(毎月第2・4水曜)の電話相談及びメール相談を実施する。
- (3) 女性の労働に関する相談を,女性の社会保険労務士が月1回(毎月第3土曜),電話相談として 受け付ける。

7 男女平等に関する情報収集及び提供

男女平等参画に関する関係資料・書籍の収集に努めるとともに、希望する市民等に貸出等を行う。

8 市民団体活動支援事業

男女平等参画課を拠点として、利用団体として登録している市民団体の活動支援を行う。

9 男女平等参画推進委員会

水戸市男女平等参画基本条例に基づき,市長の諮問に応じて,男女平等参画に関する情報を収集し, 啓発活動の状況を把握するとともに,男女平等参画を推進することを目的とする。

水戸市男女平等参画センターについて

1 移転に至る経緯

本市では、平成13 (2001) 年に制定した男女平等参画基本条例において、男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し、男女平等参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を整備することを定めており、条例に基づき同年に男女平等参画センター(以下「センター」という。)を設置した。以来、センターは、男女平等に関する団体活動の支援拠点、各種講座等の活動拠点として、情報の収集・提供、女性のための相談など、様々な施策を展開してきたところである。

この度,センターを包含するみと文化交流プラザについて,建物の老朽化等により改築 が必要であることから,拠点のあり方等について見直しを行った。

2 今後の方針

(1) 男女平等参画課について

建物の改築に伴い、令和7年4月1日より男女平等参画課は水戸市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)に移転する。

男女平等参画施策は広範多岐にわたる中,これまで行ってきた団体への活動支援に加え,市民一人一人に対する相談・支援が求められている。特に,これからの重要施策である女性の活躍推進については,子育て環境や就業環境等の充実に向け,庁内関係課との連携が不可欠である。そのため,男女平等参画センターが担ってきた拠点機能を本庁舎に移転し,庁内関係課との更なる連携強化を図ることで,男女平等参画施策に係るワンストップでの対応に取り組んでいく。

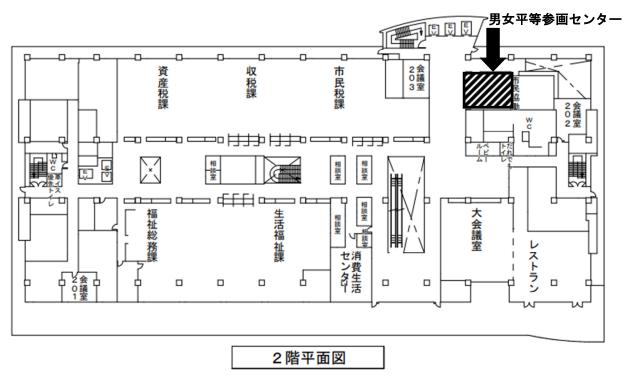
(2) 男女平等参画センターについて

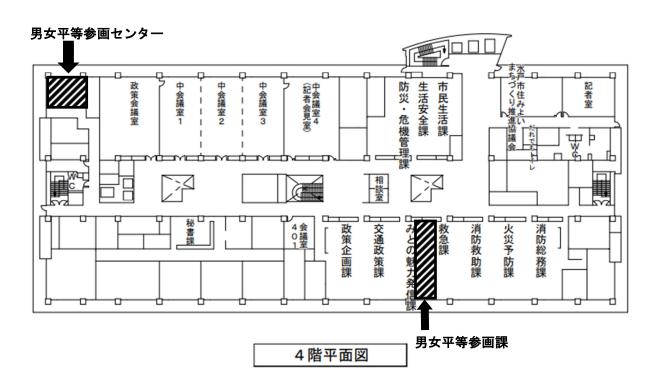
男女平等参画課の本庁舎移転とあわせ、本庁舎の2階と4階に男女平等参画センターの名称を冠した会議室を配置し、団体をはじめとした市民活動を支援する。

なお,これまでセンターが行っていた事業は、引き続き男女平等参画課において、 男女平等参画基本条例に基づき実施する。

名 称	広さ	設備
本庁舎2階ミーティングルーム	51 m²	※夜間、土日祝日も利用可
本庁舎4階ミーティングルーム	26. 7 m²	※平日昼間の利用・パーテーションを配置したオープンスペース

参考 本庁舎平面図





○水戸市男女平等参画基本条例

平成13年3月27日 水戸市条例第33号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 市が行う基本的施策 (第9条 - 第17条)

第2章の2 苦情処理等(第18条―第18条の5)

第3章 男女平等参画推進委員会(第19条―第20条の4)

第4章 補則(第21条)

付則

水戸市は、徳川時代には御三家の一つとして男女ともに文武にわたる進取の気概に支えられ、幕末の危機的な状況から明治維新を経て今日に至るまで発展を遂げてきたが、一方では古い伝統と風習が育まれてきた都市でもある。

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、男女による性的差別をしてはならないことをう たっている。

古い伝統と風習は、ともすると憲法の理念に反し、固定的な性別役割分業の制約を受ける結果となり、社会のさまざまな分野で男女間の格差を生じさせている。

男女共同参画社会基本法は、少子・高齢化、経済・文化の国際化、情報化等の大きな社会変動と男女の変化の中で、男女の実質的平等を達成することを目指して制定されたものである。

水戸市は、平成8年4月に、全国に先駆け「平等・創造・平和」を基本理念とし男女共同参画都市 宣言をした。

平成13年9月開催の『日本女性会議2001みと』を契機とし、宣言を実効性のあるものにし、日常生活において実質的な男女の平等を実現させるため、市・市民・事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに市民参加の下、本条例を議員提案で制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会へ向けての基本理念及びその目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平等、創造及び平和を基調とした心豊かな男女平等参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に おける活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を 享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者,勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべてのものをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女平等参画に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的 又は文化的に培われてきた性別をいう。
- (6) セクシュアルハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快に させる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。
- (7) ドメスティックバイオレンス 夫やパートナーから受ける精神的,経済的,身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

- 第3条 市,市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画社会の推進 に努めるものとする。
 - (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
 - (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任 に基づく自己決定権が確立されること。
 - (3) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
 - (4) 男女がそれぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合えること。
 - (5) 男女がそれぞれ政策, 方針及び計画の決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
 - (6) 男女がそれぞれ国際的協調の進展を踏まえ、多様な価値を創造し、形成すること。

(目指すべき姿)

- 第4条 市,市民及び事業者は、男女平等参画社会の実現に当たり、次の各号に掲げる事項を目指すべき姿とし、この達成に努めるものとする。
 - (1) 家庭において目指すべき姿
 - ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく,個性を尊重し,多様な生き方を選択できる 家庭
 - イ 家族一人一人が固定的な性別役割分業の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭

- ウ 家事労働, 育児, 介護等, 従来女性が担ってきた無償労働に対し, 必要に応じて経済的評価を 与えること。
- (2) 学校において目指すべき姿
 - ア 男女平等が促進されるよう、児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それ ぞれの個性や人権を大切にする学校
 - イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、 個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校
- (3) 地域において目指すべき姿
 - ア 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、企画や実践にかかわる地域
 - イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域
 - ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが発揮できる地域
 - エ 老若男女を問わず,男女平等参画社会について生涯にわたり学習する機会が等しく享受される 地域
- (4) 職場において目指すべき姿
 - ア 個人の意欲,能力,個性等が合理的かつ適切に評価され,募集,採用,配置,賃金,昇進又は 再雇用等について性別を理由とする差別がない職場
 - イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域 活動又はボランティア活動に参加しやすい職場
 - ウ 男女が等しく, 育児又は介護のために時間及び休業を取得でき, 仕事と家庭が両立できる職場
 - エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場
 - オ セクシュアルハラスメントがなく、安心して働ける環境が保障される職場
 - カ 農業、商業等の自営業において、女性の労働が正当に評価される職場
- (5) スポーツ・レクリェーション活動の場において目指すべき姿
- ア ジェンダーにとらわれることなく、個人の能力又は個性を発揮し、自由に参画できる活動の場イ 性別にとらわれることなく、計画及び方針の決定又は指導に平等に参画できる活動の場(性別による権利侵害の禁止)
- 第5条 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを禁止する。
- 2 家庭, 学校, 地域, 職場等のあらゆる場においてセクシュアルハラスメントを禁止する。
- 3 乳幼児から高齢者にいたる男女において、ドメスティックバイオレンス又は虐待を禁止する。
- 4 広告,ポスター等,公衆に表示するすべての情報において,固定的な性別役割分業,女性に対する暴力及び性の商品化を助長し,又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。 (市の責務)

第6条 市は、男女平等参画の推進のため、市の進めるすべての施策に男女平等参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野で男女平等参画の推進に努めるとともに、 市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら 努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、男女平等参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

第2章 市が行う基本的施策

(基本計画の策定)

- 第9条 市長は、男女平等参画の推進のための基本計画を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、水戸市男女平等参画推進委員会(以下「推進委員会」という。ただし、第19条を除く。)の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、協力 を促すものとする。

(平14条例16·一部改正)

(実施状況の年次報告)

- 第10条 市長は、毎年、施策の実施状況を議会及び推進委員会に報告するものとする。
- 2 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(平14条例16·一部改正)

(総合的な拠点施設の整備)

第11条 市は、男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し、男女平等参画の取組みを支援するため、 総合的な拠点施設を整備するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

- 第12条 市(関連する団体を含む。以下この条において同じ。)は、男女平等参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を 講じるよう努めるものとする。
- 2 市は、男女平等参画の推進のため、政策決定の機会等において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(市の附属機関における積極的格差是正措置)

第13条 市は、男女平等参画の推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(広報啓発活動)

第14条 市は、男女平等参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に 積極的に努めるものとする。

(情報収集)

第15条 市は、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、 又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮 をしなければならない。

(市民又は事業者への支援)

第16条 市は、市民又は事業者が実施する男女平等参画を推進する活動を支援するため、必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。

(国, 県, 他の自治体との連携)

第17条 市は、男女平等参画に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、 他の自治体との広域的連携に努めるものとする。

第2章の2 苦情処理等

(平14条例16・章名追加)

(苦情処理)

- 第18条 男女平等参画の権利若しくは人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的な扱いを受けた市民は、市長に対して苦情を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に対する苦情は、この限りでない。
 - (1) 判決,裁判等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号) 第16条に規定する紛争に関する事項
 - (4) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成13年法律第102号) 第1条に規定する個別労働関係紛争に関する事項
 - (5) その他市長が調査することが適当でないと認める事項
- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、水戸市男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。ただし、次条を除く。)に諮問するものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要があると認めるときは、諮問された事項について関係者の説明を求め、 その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 市長は、苦情処理委員会の答申を経て当該関係者に助言、指導又は勧告をすることができる。

(平14条例16・全改, 平20条例33・一部改正)

(設置)

第18条の2 前条第1項の規定による申出について、市長の諮問に応じて調査審議するため、水戸市 男女平等参画苦情処理委員会を置く。

(平14条例16·追加)

(組織等)

- 第18条の3 苦情処理委員会は、男女平等参画について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 3 苦情処理委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、苦情処理委員会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (平14条例16・追加)

(会議)

- 第18条の4 苦情処理委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 苦情処理委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 苦情処理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(平14条例16·追加)

(秘密を守る義務)

第18条の5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

(平14条例16·追加)

(庶務)

第18条の6 苦情処理委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平14条例16・追加,平27条例9・一部改正)

第3章 男女平等参画推進委員会

(平14条例16・全改)

(設置)

第19条 男女平等参画について、市長の諮問に応じて情報を収集し、及び啓発活動の現状を把握する とともに男女平等参画を推進するため、水戸市男女平等参画推進委員会を置く。

(平14条例16・全改)

(組織等)

- 第20条 推進委員会の委員の定数は、30人以内とする。この場合において、男女それぞれの委員の定数は、委員の定数の2分の1を原則とする。
- 2 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民及 び事業者の委員の一部は、公募によるものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 4 推進委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 5 会長は、推進委員会の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (平14条例16・全改)

(会議)

第20条の2 推進委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進委員会、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平14条例16·全改)

(専門部会)

- 第20条の3 市長は、特別な事項を調査するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会の委員は、第20条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

(平14条例16・全改)

- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を 準用する。
- 5 部会において調査を行った場合は、当該調査の結果を推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第20条の4 推進委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平14条例16・全改, 平27条例9・一部改正)

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年9月28日から施行する。

付 則(平成14年3月27日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
 - (水戸市女性行動計画推進委員会条例の廃止)
- 2 水戸市女性行動計画推進委員会条例(平成5年水戸市条例第1号)は、廃止する。
 - 付 則(平成20年7月15日条例第33号)
 - この条例は,公布の日から施行する。
 - 付 則 (平成27年3月24日条例第9号)
 - この条例は、平成27年4月1日から施行する。